

短期入所（介護予防短期入所）生活介護

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人北丹後福社会

事業所 久美浜苑及び久美浜苑くまのの里

事業者 社会福祉法人北丹後福祉会

〈令和6年6月1日現在〉

1. 設置者

法人の名称	社会福祉法人北丹後福祉会
法人の所在地	京都府京丹後市久美浜町169番地
電話番号	0772-82-1555
代表者氏名	理事長 田村 斗利
設立年月日	昭和62年9月2日

2. 事業所の概要

(1) ご利用施設

施設名称	久美浜苑
事業の種類	短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業
介護保険指定番号	2672400013
施設の所在地	京都府京丹後市久美浜町169番地
電話番号、FAX	電話 0772-82-1555 FAX 0772-82-0114
ホームページ、メール	http://www.kitatango.jp メール info@kitatango.jp

施設名称	久美浜苑くまのの里
事業の種類	短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業
介護保険指定番号	2673300246
施設の所在地	京都府京丹後市久美浜町栃谷2375番地
電話番号、FAX	電話 0772-82-1556 FAX 0772-82-1557
ホームページ、メール	http://www.kitatango.jp メール info@kitatango.jp

(2) 主な職員の人員（員数のカッコ書きは、非常勤の内数）

職種	久美浜苑員数	くまのの里員数	職務内容
管理者	1	本体兼務	事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
嘱託医師	1 (1)	本体兼務	利用者の健康管理・治療に従事する。
事務職員	4 (1)	本体兼務	経理・庶務の事務全般の業務に従事する。
生活相談員	1	1	利用の申し込みに係る調整。利用者の生活相談、面接、身上調査等に従事する。
介護支援専門員	1	本体兼務	施設におけるサービス提供の窓口としケアプランを作成する。
介護職員	23 (10)	19 (7)	利用者の介護等に従事する。
看護職員	3	3 (1)	利用者の看護や健康相談等に従事する。夜間については交代で自宅待機し緊急時に備えます。
機能訓練指導員	1	1	心身機能の減退を防止するための訓練を行う。
栄養士・管理栄養士	1	1 (1)	利用者の栄養管理に従事する。
調理職員	10 (4)	5 (1)	利用者の食事の提供に従事する。

(3) 主な居室及び施設の概要

○久美浜苑（特別養護老人ホーム久美浜苑 併設型）

定員	長期50名、短期8名	静養室	1室（22㎡）	
居室	4人部屋	13室（1室34㎡）	医務室	1室（22㎡）
	2人部屋	1室（22㎡）	食堂	1室（130㎡）
	個室	4室（1室17㎡）	喫茶室	1室（54㎡）
浴室	一般浴室と特殊浴槽	機能訓練室	1室（73㎡）	
		談話室	1室（67㎡）	

○久美浜苑くまのの里（短期入所の定員 空床型）

居室・設備の種類	室数等
1人部屋	29室（1室11.80㎡～12.47㎡）
共同生活室	3室（1室49.50㎡）
浴室	特殊浴槽1室、各ユニットにリフト付き浴槽1室
介護及び看護職員室	各1室

(4) 通常の送迎の実施地域 京丹後市の区域

3. 事業の目的

- (1) 要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護を提供し、要介護者の心身機能の維持、向上を図ることを目的としています。
- (2) 要介護者及び要支援者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者様の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

4. 施設サービス内容

(1) 短期入所生活介護計画の立案

相当期間以上にわたり継続して4日以上利用することが予想される利用者を対象とします。

(2) 食 事

管理栄養士の立てる献立表により、利用者の身体状況に配慮した食事を提供いたします。食事は出来るだけ離床して、ご希望の場所で次の時間に召し上がって頂けるよう配慮しています。

区 分	久美浜苑	くまのの里
朝 食	7 : 30	7 : 30
昼 食	11 : 30	12 : 00
夕 食	17 : 30	18 : 00

(3) 入 浴

入浴は利用者の方の状態に応じて、一般浴・特殊浴を週に2回入浴していただけます。入浴できない方は、清拭を行います。

(2) 介 護

利用者の身体状況に応じ、下記の介護を行います。

排泄、入浴、移乗、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、衣類の着脱、施設内の移動の付き添い等を行います。

(3) 機能訓練

利用者様の機能維持、日常生活動作の自立・改善を目的として行います。楽しく広がりのある生活を送って頂けるよう努めてまいります。

(4) 口腔ケア

毎食後及び就寝前に口腔ケアを行い、口腔内の保清維持管理に努めます。

(5) 生活相談

生活相談員が、介護以外の日常生活に関することも含めご相談を伺います。

(6) 健康管理

常勤の看護職員が、血圧測定や問診等の体調管理を行います。利用者又はご家族からの、健康相談もお受けいたします。

(7) その他自立への支援

入浴・排泄・食事摂取動作等生活全般において身体能力を最大限活用した援助を行います。

利用者・家族からの意向を取り入れた介護を行います。

寝たきり防止のため、できる限り離床します。

5. 利用料金

(1) サービス利用料金 (1日当たり)

サービス利用料金は、介護給付費体系の変更があった場合変更いたします。

サービス利用料金は別紙に掲げる利用料金表によって、利用者の要介護度に応じた利用料金に、各種加算額を加えた金額 (自己負担額) をお支払いいただきます。

(2) その他の料金

① 理美容代 業者に支払う実費相当分

② 地域外送迎費用

京丹後市以外の地区への送迎は右表の通り別途請求いたします。

豊岡市	一律	500円
その他の地域	一律	1,000円

(3) 支払い方法

短期入所生活介護利用翌月の20日 (土日・祝祭日の場合は20日以降の直近金融機関営業日) に、ご指定の口座より引き落としにてお支払いいただきます。

6. 苦情処理

(1) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

手順

- ・苦情受付担当、苦情受付責任者、第三者委員を設け、施設内に掲示し利用者・家族に周知します。
- ・匿名の苦情を傾聴するため苦情受付箱を受付に設置します。
- ・苦情受付担当者は、苦情申出人から事実関係を把握し、適切に処理します。
- ・申し出られた苦情内容を真摯に受け止め、サービスの向上、改善に努めます。

体制

- ・事業所に苦情受付担当者及び苦情解決責任者をおきます。
- ・苦情解決を迅速かつ公正に推進する第三者委員を設置します。

(2) 事業所における受付

久美浜苑担当：相談・苦情係 生活相談員 嶋崎美佳
電 話：0772-82-1555

久美浜苑くまのの里担当：相談・苦情係 生活相談員 小林真由美
電 話：0772-82-1556

(3) 公的機関の相談・苦情窓口

京丹後市健康長寿福祉部長寿福祉課 電話：0772-69-0330

京都府国民健康保険団体連合会 電話：075-354-9090

7. 緊急時の対応

利用者に心身上の異変が生じた場合には、家族等に連絡するとともに、主治医又は協力病院へ連絡するなど速やかに必要な措置を講ずることとします。

8. 事故発生時の対応

利用者に対する事故が発生した場合には、速やかに家族等に連絡するとともに、関係市町村及び担当の介護支援専門員、主治医へ連絡するなど速やかな措置を講ずることとします。

9. 損害賠償責任について

サービス提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により、利用者及び家族の生命や身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者及びそのご家族に対して損害を賠償することとします。

10. 感染症対策について

施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、感染症・食中毒の予防及びまん延の防止のための指針に基づき必要な措置を講ずることとします。

11. 床ずれ防止について

床ずれが発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止する為必要な措置を講ずることとします。

12. 身体拘束の制限について

利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の行動を制限する行為をおこないません。

なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合であっても、家族等の同意を頂き、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、理由を記録するものとします。

13. 個人情報の保護について

- (1) 事業者は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護支援専門員関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」等関係法令に従って、適正に取り扱います。
- (2) 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所でのサービス提供以外の目的では使用しないものとし、外部への情報提供については、別途定める「個人情報の利用目的」に沿って、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

14. 虐待防止に関する事項

利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

15. ハラスメントに関する事項

暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。職員へのハラスメント等によりサービスの中断や契約を解除する場合があります。

16. 施設利用に当たっての留意事項

- (1) 共同生活に秩序を持ち、相互の親睦に努めるものとし、他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしてはなりません。
- (2) 施設の清潔、環境衛生の保持の為に施設に協力しなければなりません。
- (3) 指定した場所以外での火気の取り扱い、施設、設備の破損、その他施設の秩序を乱し、又は安全衛生を害する行為を行ってはなりません。
- (4) 他の利用者等に対して宗教活動及び政治活動は遠慮すること。

17. 協力医療機関

医療機関の名称	京丹後市立久美浜病院
所在地	京都府京丹後市久美浜町 161 番地
電話番号	0772-82-1500

18. 非常災害対策

感染症、自然災害、火災、その他災害対策について防災計画や業務継続計画立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施します

災害時の対応	当法人の防災計画に基づき、利用者を安全な場所へ適確に避難誘導する。
防災設備	消火器、スプリンクラー設備、自動火災報告設備、誘導灯 屋内消火栓（久美浜苑）、ガス漏れ火災警報機（久美浜苑）
防災訓練	年2回実施
防火責任者	副施設長 冨森律彦（久美浜苑） 総務課 荒田大（くまのの里）

19. 第三者による評価の実施状況

第三者評価の 実施状況	① あり	実施日（久美浜苑）	令和4年10月11日
		〃（くまのの里）	令和4年10月11日
		評価機関名称	NPO 法人 きょうと介護保険にかかわる会
		結果の開示	① あり 2 なし
	2 なし		

同意書

サービスの開始にあたり、利用者又はその家族に対して本書面に基づいて、重要な事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

〈事業者名〉 社会福祉法人北丹後福祉会

〈住 所〉 京都府京丹後市久美浜町 169 番地

〈説明者名〉

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の交付及び説明を受け、その内容を十分理解し、事業者の定める利用料の支払いに関して同意します。

令和 年 月 日

〈利用者〉

住 所 京都府京丹後市久美浜町

氏 名

〈代理人〉

住 所 京都府京丹後市久美浜町

氏 名

【久美浜苑併設型短期入所生活介護 1日当たり利用料金表】

多床室（1割負担の場合の料金表）

（単位：円）

基本部分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料金	603	672	745	815	884
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	13	13	13	13	13
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22	22	22	22	22
機能訓練体制加算	12	12	12	12	12
居住費	915	915	915	915	915
食費	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
合計	3,010	3,079	3,152	3,222	3,291

従来型個室（1割負担の場合の料金表）

（単位：円）

基本部分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料金	603	672	745	815	884
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	13	13	13	13	13
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22	22	22	22	22
機能訓練体制加算	12	12	12	12	12
居住費	1,231	1,231	1,231	1,231	1,231
食費	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
合計	3,326	3,395	3,468	3,538	3,607

*食費 1日当たり 1,445 円は、1食ごとに設定します。（朝食 325 円 昼食 570 円 夕食 550 円）

その他加算（1割負担の場合の料金表）

（単位：円）

加算項目	料金	算定内容	算定単位
送迎加算	184	通常の送迎の実施地域（京丹後市内）の送迎の場合	片道につき
療養食加算	8	医師の食事箋に基づく腎臓病食等の提供を行う場合	1日3回限度
緊急短期入所受入加算	90	緊急時に短期入所を行った場合 1日～7日（最大14日まで）	1日につき
介護職員処遇改善加算Ⅰ	14%	介護職員の賃金の改善等を実施している場合	1月につき

居住費と食費については、介護保険負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載している負担額とします。()内は、従来型個室の負担限度額です。(単位：円)

区分	対象者	居住費	食費
利用者負担第1段階	・生活保護受給者 ・世帯（世帯を分離している配偶者含む。以下同じ）全員が市町村民税非課税者で高齢福祉年金受給者 ・かつ、預貯金等が単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下	0 (380)	300
利用者負担第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税者 ・年金収入額（非課税年金含む）＋合計所得金額が年間80万円以下 ・かつ、預貯金等が単身で650万円（夫婦で1,650万円）以下	430 (480)	600
利用者負担第3段階①	・世帯全員が市町村民税非課税者 ・年金収入額（非課税年金含む）＋合計所得金額が年間80万円超～120万円以下 ・かつ、預貯金等が単身で550万円（夫婦で1,550万円）以下	430 (880)	1,000
②	・対象者①同じ、年金等120万円超、単身500万円、夫婦1,500万円	〃	1,300

【久美浜苑併設型介護予防短期入所生活介護1日当たり利用料金表】

(1割負担の場合の料金表)

(単位：円)

基本部分	従来型個室		多床室	
	要支援1	要支援2	要支援1	要支援2
サービス利用料金	451	561	451	561
サービス提供体制強化加算(I)	22	22	22	22
機能訓練体制加算	12	12	12	12
居住費	1,231	1,231	915	915
食費	1,445	1,445	1,445	1,445
合計	3,161	3,271	2,845	2,955

*食費1日当たり1,445円は、1食ごとに設定します。(朝食325円 昼食570円 夕食550円)

その他加算(1割負担の場合の料金表)

(単位：円)

加算項目	料金	算定内容	算定単位
送迎加算	184	通常の送迎の実施地域(京丹後市内)の送迎の場合	片道につき
療養食加算	8	医師の食事箋に基づく腎臓病食等の提供を行う場合	1日3回限度
介護職員処遇改善加算-I	14%	介護職員の賃金の改善等を実施している場合	1月につき

居住費と食費については、介護保険負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載している負担額とします。()内は、従来型個室の負担限度額です。(単位：円)

区分	対象者	居住費	食費
利用者負担第1段階	・生活保護受給者 ・世帯（世帯を分離している配偶者含む。以下同じ）全員が市町村民税非課税者で高齢福祉年金受給者 ・かつ、預貯金等が単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下	0 (380)	300
利用者負担第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税者 ・年金収入額（非課税年金含む）＋合計所得金額が年間80万円以下 ・かつ、預貯金等が単身で650万円（夫婦で1,650万円）以下	430 (480)	600
利用者負担第3段階①	・世帯全員が市町村民税非課税者 ・年金収入額（非課税年金含む）＋合計所得金額が年間80万円超～120万円以下 ・かつ、預貯金等が単身で550万円（夫婦で1,550万円）以下	430 (880)	1,000
利用者負担第3段階②	・世帯全員が市町村民税非課税者 ・年金収入額（非課税年金含む）＋合計所得金額が年間120万円超 ・かつ、預貯金等が単身で500万円（夫婦で1,500万円）以下	430 (880)	1,300

【久美浜苑くまのの里空床型短期入所生活介護1日当たり利用料金表】

個室（1割負担の場合の料金表）

(単位：円)

基本部分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料金	704	772	847	918	987
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22	22	22	22	22
夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ	18	18	18	18	18
看護体制加算（Ⅱ）	8	8	8	8	8
機能訓練体制加算	12	12	12	12	12
居住費	2,066	2,066	2,066	2,066	2,066
食費	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
合計	4,279	4,347	4,422	4,493	4,562

*食費1日当たり1,445円は、1食ごとに設定します。(朝食325円 昼食570円 夕食550円)

その他加算（1割負担の場合の料金表）

(単位：円)

加算項目	料金	算定内容	算定単位
送迎加算	184	通常の送迎の実施地域（京丹後市内）の送迎の場合	片道につき

看護体制加算（Ⅰ）	4	正看護師を配置した場合	1日につき
夜勤職員配置加算	18	夜勤時間帯通じて配置基準よりも1人以上配置	1日につき
療養食加算	8	医師の食事箋に基づく腎臓病食等の提供を行う場合	1日3回限度
緊急短期入所受入加算	90	緊急時に短期入所を行った場合1日～7日（最大14日）	1日につき
介護職員処遇改善加算Ⅰ	14%	介護職員の賃金の改善等を実施している場合	1月につき

居住費と食費については、介護保険負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載している負担額とします。

（単位：円）

区分	対象者	居住費	食費
利用者負担第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 世帯（世帯を分離している配偶者含む。以下同じ）全員が市町村民税非課税者で老齢福祉年金受給者 かつ、預貯金等が単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下 	880	300
利用者負担第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税者 年金収入額（非課税年金含む）＋合計所得金額が年間80万円以下 かつ、預貯金等が単身で650万円（夫婦で1,650万円）以下 	880	600
利用者負担第3段階①	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税者 年金収入額（非課税年金含む）＋合計所得金額が年間80万円超～120万円以下 かつ、預貯金等が単身で550万円（夫婦で1,550万円）以下 	1,370	1,000
利用者負担第3段階②	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税者 年金収入額（非課税年金含む）＋合計所得金額が年間120万円超 かつ、預貯金等が単身で500万円（夫婦で1,500万円）以下 	1,370	1,300

【久美浜苑くまのの里空床型介護予防短期入所生活介護1日当たり利用料金表】

個室（要支援者）（1割負担の場合の料金表）（単位：円）

基本部分	要支援1	要支援2
サービス利用料金	529	656
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22	22
機能訓練体制加算	12	12
居住費	2,066	2,066
食費	1,445	1,445
合計	4,074	4,201

*食費1日当たり1,445円は、1食ごとに設定します。（朝食325円 昼食570円 夕食550円）

その他加算（1割負担の場合の料金表）

（単位：円）

加算項目	料金	算定内容	算定単位
送迎加算	184	通常の送迎の実施地域（京丹後市内）の送迎の場合	片道につき
療養食加算	8	医師の食事箋に基づく腎臓病食等の提供を行う場合	1日3回限度
介護職員処遇改善加算Ⅰ	14%	介護職員の賃金の改善等を実施している場合	1月につき

居住費と食費については、介護保険負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載している負担額とします。

（単位：円）

区分	対象者	居住費	食費
利用者負担第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 世帯（世帯を分離している配偶者含む。以下同じ）全員が市町村民税非課税者で高齢福祉年金受給者 かつ、預貯金等が単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下 	880	300
利用者負担第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税者 年金収入額（非課税年金含む）＋合計所得金額が年間80万円以下 かつ、預貯金等が単身で650万円（夫婦で1,650万円）以下 	880	600
利用者負担第3段階①	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税者 年金収入額（非課税年金含む）＋合計所得金額が年間80万円超～120万円以下 かつ、預貯金等が単身で550万円（夫婦で1,550万円）以下 	1,370	1,000
利用者負担第3段階②	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税者 年金収入額（非課税年金含む）＋合計所得金額が年間120万円超 かつ、預貯金等が単身で500万円（夫婦で1,500万円）以下 	1,370	1,300